

令和5年4月13日

保護者 様

新見市立思誠小学校
校長 佐々木 謙二

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛け金の集金について

毎年行っています独立行政法人日本スポーツ振興センターの契約更新の時期がまいりました。掛け金の集金と災害給付の詳細につきましては、次のとおりですのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 名 称 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付
- 2 契約期間 1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
- 3 共済掛金 保護者負担分（児童一人）420円
集金は、4月の学級集金で集めさせていただきます。
- 4 災害共済給付の内容
学校管理下で発生し、医療を要した負傷やそのために残った廃疾、死亡等の場合に給付されます。
学校管理下とは、（1）授業中（特別活動中を含む）
（2）学校の教育計画に基づく課外活動中
（3）休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
（4）通常の経路及び方法による通学中（登下校中）
（5）その他、文部科学省令で定める場合
- 5 給付基準
（1）同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
（2）災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
（3）損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けた時は、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 災害共済給付の留意事項
（1）登下校中、通学路上で発生した災害で医療行為のあった場合は、直ちに担任または学校にご連絡ください。
（2）子育て支援医療費助成制度により、医療機関への医療費の自己負担はありませんが、共済給付の手続きをすることによって、独立行政法人日本スポーツ振興センターから、総医療費の1割が学校経由で保護者へ支払われることになります。
（3）災害給付の申請に伴う医療機関からの必要書類は、保護者の方に手配していただきますが、必要になった場合は、詳細を学校から連絡いたします。